

## 函館市企業局電車乗車券委託販売に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の電車の乗車券（以下「乗車券」という。）の委託販売について必要な事項を定めるものとする。

(乗車券の種類)

第2条 委託販売をする乗車券は、函館市電車乗車料金条例施行規程（昭和57年函館市交通局規程第6号）第9条に掲げる種類とする。

(販売所)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、電車を利用する者の利便を図るため、乗車券の販売を委託するものとする。

2 前項の規定による委託をするときは、管理者は、当該委託を受けて乗車券を販売する者と乗車券委託販売契約を締結するものとする。

(委託販売契約の申込み)

第4条 前条第2項の規定による契約の締結をしようとする者は管理者が定める様式の申込書を管理者に提出することとする。

(委託販売契約の締結)

第5条 前条の申込書の提出があったときは調査のうえ、適当と認めた場合、委託販売契約を締結するものとする。

(遵守事項)

第6条 販売者は、法令で定めるもののほか次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 契約書に記載の場所以外で販売しないこと。

(2) みだりに販売を中止しないこと。

(3) 券面表示以外の金額で販売しないこと。

(乗車券の決済方法等)

第7条 取り扱う乗車券の決済方法および手数料等については、別に契約書で定めるものとする。

(委託販売に係る契約の解除)

第8条 乗車券の委託販売に係る契約を解除しようとする場合は、1月

前までにその旨を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。